

春日部市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定により提出された「春日部市職員措置請求書」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を同項の規定により公表する。

令和3年5月12日

春日部市監査委員 渡 邊 市 二

同 遠 藤 眞 佐 利

同 金 子 進

第1 請求の受理

1 請求人ら

(略)

請求人らから弁護士8人を代理人と定め、住民監査請求を行う件、住民監査請求手続きに関連する一切の件等について委任する旨の委任状が提出された。

2 請求人ら代理人

弁護士 佐々木新一、同 井上あすか、同 石川智也、同 古谷直樹、同 柳重雄
同 中山福二、同 石川智士、同 小内克浩

3 請求の収受

令和3年3月18日に春日部市職員措置請求書を持参したので、同日これを収受した。

4 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和3年4月1日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求の要旨（原文引用）

第1 請求の趣旨

1 監査請求の対象行為

(1) 春日部市は、児童の健全育成と保護者の就労機会確保のため春日部市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という）を設置してきたところ、2018（平成30）年12月14日ころに株式会社トライグループ（以下たんに(株)トライという）を同施設管理の指定管理者に指定し、2019（平成31）年4月1日以降は同児童クラブの施設（A B C 3ブロック）の管理と同施設における放課後児童クラブの運営を(株)トライに委ねた。

春日部市と(株)トライは、2019（H31）年2月15日、春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書を、同年4月1日に平成31年度協定書を締結した。

(2) 春日部市は(株)トライとの間で、平成 31 年度(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)の指定管理料を A B C 3 ブロック合計で金 4 億 1528 万 1331 円(消費税非課税)と合意し、春日部市は(株)トライにこれを 2020 年 3 月 18 日までに 4 回に分けて支払った。なお同年中に新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加の支払いがあり(金 204 万 7774 円。支払日は令和 2 年 5 月 26 日)、支払合計額は金 4 億 1732 万 9105 円となっている。

(3) (株)トライは、春日部市との上記基本協定、年度協定を履行するために次の通りの常勤支援員を確保しなければならない。

『支援の単位ごとに、常勤支援員を 2 名、支援の単位が 51 名を越えたり、特別支援児童が通所する場合は別に加配されること』

なお常勤支援員とは、春日部市においては事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者を言い、2019 年度の(株)トライの就業規則によればその勤務時間は、学校授業日においては 6 時間 15 分、会議・研修日 8 時間、短縮授業日等 6 時間 45 分、土曜日 8 時間と定めているので、それに相当する時間を勤務する者ということになる。

2019 年度に(株)トライが確保すべき常勤支援員は、2019 年 7 月を基準とした場合、少なくとも 93 名であった。

(4) 上記のとおり(株)トライは、「事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」とする要件を満たす常勤支援員を『支援の単位ごとに 2 名配置すべきこと』になっているので、2019 年度は年を通して原則として毎月 93 名以上の常勤支援員を確保配置していなければなかったにもかかわらず、2019 年度中に確保していた常勤支援員は 2019 年 11 月の時点で 64 名であり、確保すべき常勤支援員 93 名と比べて毎月少なくとも 30 名が欠員となっていたと推定される。これは、春日部市と(株)トライとの間の合意に基づく必要な職員数が確保されなかったということであって、協定違反である。

2 求める措置

(1) 春日部市が平成 31(令和元)年度放課後児童クラブの指定管理料として(株)トライに支払った金 4 億 1732 万 9105 円のうち、内金 1944 万円については、(株)トライが春日部市との契約に反し、適正な数の常勤支援員を確保して放課後児童クラブを管理運営しなかったことにより、(株)トライが不当に指定管理料の支払いを受けたことになる。計算過程は後述する。

そこで春日部市長は、(株)トライが不当に利得した同額について返還を求めなければならない。しかるに春日部市長は返還請求権を行使しない。春日部市長が(株)トライに対し返還請求権を行使しない行為は、適正に春日部市の財産を管理しない「財務会計行為を怠る事実」にあたる。

(2) よって、請求人らは、監査委員が、春日部市長に対し上記金 1944 万円について(株)トライに対して返還請求を行うことの勧告を求める。

2 事実証明書

- (1) 資料 1 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項（抜粋）
- (2) 資料 2 春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（抜粋）
- (3) 資料 3 放課後児童クラブ支援員勤務時間別実態調査報告書
- (4) 資料 4 指定管理者募集の内容等に関する質問及び回答
- (5) 資料 5 仕様書
- (6) 資料 6 春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書
- (7) 資料 7 (株)トライの就業規則（抜粋）
- (8) 資料 8 監査結果
- (9) 資料 9 「常勤」の定義の変更に関する整理
- (10) 資料 10 自治体の臨時・非常勤職員の身分取扱（第一次改訂版）

3 請求人らの証拠の提出及び陳述

請求人ら代理人に対して証拠の提出及び陳述の意向を打診したが、新たな証拠の提出はなく、陳述の希望もなかった。

4 市長の弁明書の提出

令和 3 年 4 月 7 日付けで市長より、弁明書の提出があった。弁明書は別添資料のとおりである。

5 請求人らの反論書の提出

請求人ら代理人に対して弁明書（写し）の送付及び春日部市職員措置請求書の内容確認をしたところ、令和 3 年 4 月 19 日付けで反論書（内容確認の回答を含む。）の提出があった。反論書は別添資料のとおりである。

6 監査対象部課

こども未来部保育課

7 監査対象事項

本件請求の趣旨を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 令和元年度において株式会社トライグループ（以下「トライ」という。）が春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書及び指定管理者の業務に関する仕様書（以下「協定書・仕様書」という。）どおりに常勤支援員を確保して、春日部市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を運営していたか。
- (2) 市長がトライに支出した令和元年度分の児童クラブに係る指定管理料に関し、不当利得返還請求権を行使せず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか。

第3 監査結果

1 事実関係の確認

(1) トライによる指定管理

春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号。以下「条例」という。）に基づき設置されている児童クラブは、条例第 12 条の規定により指定管理者に管理を行わせることができるとされている。

前指定管理者である社会福祉法人春日部市社会福祉協議会の指定期間が平成 31 年 3 月 31 日を以て満了することに伴い、新たな指定管理者の募集が平成 30 年 6 月に行われた。募集は、人材の確保など、より一層の運営の安定を図るため A B C の 3 ブロックに分けて行われた。A B C ブロックともそれぞれ 2 団体の応募申請があり、A B C ブロックとも春日部市放課後児童クラブ指定管理者候補者選定委員会の審査によりトライが指定管理者候補者とされた。同年 12 月春日部市議会定例会における議決を経て、児童クラブは、平成 31 年 4 月以降 5 年間、トライによる指定管理が行われることとなった。

(2) 指定管理者の業務

条例第 16 条の規定により、指定管理者の業務として、家庭生活及び社会生活に必要な生活習慣の育成、児童の保育、施設の維持管理に関する業務等が掲げられている。

(3) 常勤支援員の定義について

協定書・仕様書における常勤支援員に関する記述は、次のとおりである。

なお、指定管理者募集時の要項における仕様書の記述も同様である。

春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書

別紙 1 指定管理者の業務に関する仕様書

(2) 放課後児童支援員

放課後児童支援員（以下、支援員）として、春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 11 条第 3 項に定める職員を、各放課後児童クラブへ複数配置すること。

(3) 放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について

- ① 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず 2 人以上配置すること（そのうち 1 人を責任者とする）。

なお、支援の単位が 51 人から 70 人の場合は、入室児童数概ね 25 人につき支援員 1 人というこれまでの考え方を勘案し、常勤支援員 1 人以上を加配すること。また、常勤支援員のほか、クラブの運営に支障をきたすことのないように、春日部市放課後児童クラブ条例第 4 条に定める、「その他必要な職員」を配置すること。

- ② 特別支援児童の入室クラブについては、原則、支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること。
- ③ 職員の出勤状況が分かるようにシフト表及び勤務管理表等を備えること。また、開室中は前記の支援員を含め、必ず複数の職員が勤務していること。

遵守することとなっている春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 22 号。以下「基準条例」という。）の規定は、次のとおりである。

基準条例

（職員）

第 11 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、

放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

（略）

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

協定書・仕様書には、基準条例に規定のない「常勤支援員」について記述がある一方、基準条例に規定されている「補助員」の記述がない。

なお、協定書・仕様書に常勤支援員の定義はない。

埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおける記述は、次のとおりである。

埼玉県放課後児童クラブガイドライン

② 常勤職員の配置

支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める。

※ 「常勤」とは事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者。

トライの春日部市放課後児童クラブ支援員就業規則は、次のとおりである。

春日部市放課後児童クラブ支援員就業規則

（就業時間）

第 27 条 就業時間は、労使協定により、毎年 4 月 1 日を起算日とする一年単位の変形労働時間制を採用し、所定労働時間は対象期間を平均して 1 週 40 時間以内とする。ただし、一年単位の変形労働時間制が適用されない場合については、1 週 40 時間以内とする。

(勤務形態)

第 28 条 勤務形態は、担当業務特性に応じて、第 29 条の始業・終業時間を適用する。

2 公休は、公休申請を当月の 30 日前までに各人が申請し、上長が前月末日までに承認する。ただし、支援員の承諾を得て必要に応じこれを逐次変更することがある。

(始業・終業時間)

第 29 条 支援員の始業、終業および休憩の時刻等の時間は原則として次のいずれかとし、担当業務特性等に応じて適用する。ただし、必要に応じこれを逐次変更することがある。

学校授業日(始業 12:00～終業 19:00、休憩時間 45 分)

うち早出日(主に会議・研修)(始業 10:00～終業 19:00、休憩時間 60 分)

うち早出日(主に短縮授業日)(始業 11:00～終業 19:00、休憩時間 45 分)

土曜日(早出勤)(始業 7:30～終業 16:30、休憩時間 60 分)

土曜日(遅出勤)(始業 10:00～終業 19:00、休憩時間 60 分)

学校休業日(早出勤)(始業 7:30～終業 15:00、休憩時間 45 分)

学校休業日(遅出勤)(始業 11:30～終業 19:00、休憩時間 45 分)

なお、勤務時間並びに、休憩時間帯は業務状況に応じて適宜変更することがある。

(4) 常勤支援員の配置状況について

① 配置基準

市が求める令和元年度の常勤支援員の配置数は、協定書・仕様書の配置基準に従うと、A B C ブロック合計で 93 人となる。指定管理料のうち常勤支援員の人件費の積算及びトライの事業計画もこの 93 人に基づいている。

② 定期継続監視評価及び月別人員配置表における状況

春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書第 16 条の規定に基づく定期継続監視評価の結果は次のとおりであり、人員配置の部分を抜粋する。

第1四半期：評価 B

(不適となった主な項目への指摘事項)

人員配置について、月次報告書と各クラブのシフト表及びヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、常勤支援員の配置人数が不足しているように見受けられます。速やかに改善し、各クラブへ必要な常勤支援員を配置するようにしてください。

職員の勤務状況を確認する資料として、各クラブから提出されているシフト表については、様式の統一性がなく、記入内容などもクラブ毎に異なっていたことから、シフト状況の正確な把握が難しい状況です。各クラブのシフト状況を正確に把握し、適正な管理を行っていくため、様式を統一して管理するようにしてください。

第2四半期：評価 A

(不適となった主な項目への指摘事項)

人員配置について、月次報告書と各クラブのシフト表及びヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、一部のクラブで定員に対する支援員の配置人数が不足しているように見受けられます。適正な配置となるよう調整し、保護者等が不安にならないよう、今後も子どもの安全を第一とするクラブ運営をお願いします。

第3四半期：評価 A

(不適となった主な項目への指摘事項)

人員配置について、月次報告書と各クラブのシフト表及びヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、一部のクラブで定員に対する支援員の配置人数が不足しているように見受けられます。また、土曜日の職員体制についても、1人になっている時間帯があることから、適正な配置となるよう調整し、保護者等が不安にならないよう、今後も子どもの安全を第一とするクラブ運営をお願いします。

第4四半期：評価 A

(不適となった主な項目への指摘事項)

人員配置について、月次報告書やヒアリングなどにより確認したところ、全体的な支援員数は足りていますが、以下の対象クラブについては、各クラブの定員に対する支援員配置人数が不足しているように見受けられま

す。適正な配置となるよう調整し、保護者等の不安の解消に努めてください。対象クラブ：八木崎 1、立野 2、正善 1

定期継続監視評価の結果及び月別人員配置表から、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの状況をまとめたものが次頁の表（令和元年度春日部市放課後児童クラブ常勤支援員配置状況。以下「配置状況」という。）である。

4 月は、各児童クラブにおいて協定書・仕様書の配置基準を満たしていたが、5 月に豊春 1、立野 1・2、武里、備後、正善 1、牛島 2 及び江戸川の各児童クラブにおいて計 8 人の不足が認められ、トライにより新たに雇用された支援員の定着が進まなかった状況がうかがわれる。その後も一部の児童クラブで不足が続き、令和元年度は延べ 57 人の不足があったと認められる。

ただし、特別支援児童等に対応するため常勤支援員が過配置となっている児童クラブもあり、全体としては 93 人を下回った月はない（配置状況計の欄参照）。

また、基準条例第 11 条第 2 項ただし書の規定によれば、放課後児童支援員の 1 人を除き補助員をもって代えることができるとされている。補助員については、年度を通じて各児童クラブにおいて必要な配置がされていたので、基準条例上の配置は満たしていたものと認められる。

令和元年度 春日部市放課後児童クラブ常勤支援員配置状況

No	区分	支援の単位	基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	A ブ ロ ッ ク	粕壁 1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2		粕壁 2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
3		内牧 1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4		内牧 2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
5		豊春 1	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
6		豊春 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
7		八木崎 1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
8		八木崎 2	2	2	3	3	4	2	2	2	2	3	2	2	2
9		八木崎 3	2	2	2	2	3	2	1	1	1	1	2	2	2
10		上沖 1	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
11		上沖 2	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
12		立野 1	2	2	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2
13		立野 2	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
14		立野 3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
15		宮川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
16	B ブ ロ ッ ク	武里	3	3	2	2	3	3	2	2	3	3	3	3	4
17		豊野	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
18		備後	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
19		緑	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
20		正善 1	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
21		正善 2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2
22		藤塚	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4
23		武里南 1	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
24		武里南 2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3
25		武里西 1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
26	武里西 2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
27	C ブ ロ ッ ク	幸松 1	2	2	3	3	3	2	2	2	2	3	2	2	2
28		幸松 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
29		牛島 1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
30		牛島 2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
31		小湊	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
32		南桜井 1	2	2	2	2	4	3	3	3	4	4	3	3	3
33		南桜井 2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	4	4	4
34		川辺 1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35		川辺 2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
36		川辺 3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37		桜川 1	2	4	3	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3
38		桜川 2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4
39		中野	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	4	4	4
40		江戸川	2	2	1	1	2	2	1	1	2	3	3	3	3
計			93	99	93	94	109	95	93	93	94	106	106	106	107

※ 基準に対し不足しているところを太字で表記

(5) 令和元年度指定管理料の支払いについて

令和元年度の指定管理料の支出の状況は次のとおりである。

支出科目：放課後児童クラブ指定管理委託料

支出負担行為 平成 31 年 4 月 1 日

Aブロック 156,836,367 円

Bブロック 121,422,708 円

Cブロック 137,022,256 円

計 415,281,331 円

春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）により、指定管理料は四半期ごとの支払いとなっている。

第 1 四半期（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）

請求日 令和元年 6 月 19 日 支出命令 同日 支払日 7 月 5 日

Aブロック 39,209,367 円

Bブロック 30,356,208 円

Cブロック 34,255,756 円

計 103,821,331 円

第 2 四半期（令和元年 7 月 1 日～9 月 30 日）

請求日 令和元年 8 月 19 日 支出命令 8 月 26 日 支払日 9 月 11 日

Aブロック 39,209,000 円

Bブロック 30,355,500 円

Cブロック 34,255,500 円

計 103,820,000 円

第 3 四半期（令和元年 10 月 1 日～12 月 31 日）

請求日 令和元年 12 月 10 日 支出命令 同日 支払日 12 月 25 日

Aブロック 39,209,000 円

Bブロック 30,355,500 円

Cブロック 34,255,500 円

計 103,820,000 円

第4四半期（令和2年1月1日～3月31日）

請求日 令和2年3月2日 支出命令 3月5日 支払日 3月18日

Aブロック	39,209,000 円
Bブロック	30,355,500 円
Cブロック	<u>34,255,500 円</u>
計	103,820,000 円

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加の支払いがあり、支出状況は次のとおりである。

支出科目：放課後児童クラブ指定管理委託料（追加費用分）

支出負担行為 令和2年3月31日

Aブロック	757,200 円
Bブロック	664,974 円
Cブロック	<u>625,600 円</u>
計	2,047,774 円

請求日 令和2年5月18日 支出命令 同日 支払日 5月26日

Aブロック	757,200 円
Bブロック	664,974 円
Cブロック	<u>625,600 円</u>
計	2,047,774 円

以上により、令和元年度の指定管理料の支出はA B Cブロック合計で417,329,105 円となっている。

（6）指定管理料の精算について

年度協定書の精算にかかる規定は、「指定管理料のうち、人件費その他市が返還を必要と判断したものについては、協議の上、年度末精算とし、残額が生じた場合は市に返還するものとする。」となっている。令和元年度については、この規定による精算は行われていない。年度協定書に基づき指定管理料の満額が支払われている。

(7) 事業収支決算について

条例第 18 条の規定によりトライが市長に提出することとなっている事業報告書において、A B Cブロック合計の平成元年度事業収支決算のうち人件費等の項目は、予算額 391,657,000 円に対して決算額 395,668,525 円で、決算額が予算額を 4,011,525 円上回っている。また、市の積算額は 389,745,000 円で、決算額が市の積算額を 5,923,525 円上回っている。

2 判断

弁明書及び反論書並びに事実関係を総合的に勘案して、次のように判断した。

(1) 令和元年度においてトライが協定書・仕様書どおりに常勤支援員を確保して、児童クラブを運営していたか。

請求人らは、常勤の定義について埼玉県放課後児童クラブガイドラインが定める「事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」と主張している。「事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」としている趣旨は、勤務時間が法令で規定されている公務員と異なり、学校の授業時間等に影響される不規則な勤務となり、一律に勤務時間を決められないため、このような表現になっているものと思量する。

また、トライの春日部市放課後児童クラブ支援員就業規則では、始業及び終業時間の規定はあるが、担当業務特性等に応じて適用するとなっており、柔軟な勤務時間の運用が想定されている。

以上のように令和元年度においては、常勤支援員について明確な基準（勤務時間・勤務日数）が存在しなかったため、基準条例の規定内容で判断せざるを得ない。基準条例第 11 条第 3 項の規定では、放課後児童支援員は有資格者であることが求められている。また、同条第 5 項の規定では、「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。」とされている。

したがって、「常勤支援員」とは、有資格者であり、非常勤でなく、また、掛け持ちで当たるものではない者を表しているということ是可以する。その定義を当てはめると、年度を通じて 93 人を下回った月はなかったが、一部の児童クラブで不足（延べ 57 人）が認められ、協定書・仕様書の基準を満たしていなかった。なお、補助員を含めた配置で考えた場合は、基準条例の配置基準を満たしているものと認められる。

(2) 市長がトライに支出した令和元年度分の児童クラブに係る指定管理料に関し、不当利得返還請求権を行使せず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか。

指定管理料の支出は法令に則り適正に行われているので、違法性は認められない。また、協定書・仕様書どおりでない常勤支援員の配置不足（延べ 57 人）が認められる一方、指定管理料は精算することなく年度協定書のとおり満額が支出されている。しかしながら、次のことから当該支出は不当とまではいえない。

① 常勤支援員分の人件費の積算において、市は最低限の 93 人分の支出しかしておらず、特別支援児童等に対する支援員加配分の追加支出がなく、人件費はトライのやりくりで行われたこと。その結果、年度を通じて常勤支援員の配置合計が 93 人を下回ることはなく、令和元年度事業報告書の収支決算においても人件費等の項目は市の積算額及びトライの予算額に比べ、決算額がそれぞれ 5,923,525 円、4,011,525 円上回っていること。

② 常勤支援員不足に起因する具体的な財産損害の事実がないこと。

③ 常勤支援員の配置について、補助員も含めれば、少なくとも基準条例上の配置基準を満たしていること。

④ 全体として保育サービスの低下は認められず、履行が確保できていること。

したがって、トライに不当利得は発生しておらず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は認められない。

3 結論

以上のことから、本件請求は、請求に理由がないものと判断する。

第4 別添資料

- 1 令和3年3月18日付け「春日部市職員措置請求書（住民監査）－（H31・令和元年分）－」（事実証明書は省略）
- 2 令和3年4月7日付け春保収第38－1号「弁明書」（添付書類は省略）
- 3 令和3年4月19日付け「反論書－（H31・令和元年分）－」